

# JIS

適合性評価—マネジメントシステムの  
審査及び認証を行う機関に対する要求事項—  
第2部：環境マネジメントシステムの審査  
及び認証に関する力量要求事項

JIS Q 17021-2 : 2018  
(ISO/IEC 17021-2 : 2016)

平成 30 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 適合性評価・管理システム規格専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	棟 近 雅 彦	早稲田大学
(委員)	中 村 一	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	立 川 裕 隆	国立研究開発法人国立環境研究所
	田 中 一 彦	一般社団法人日本電機工業会
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	山 崎 京 子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	椛 島 裕美枝	イオン株式会社
	木 村 昌 司	一般社団法人日本建設業連合会
	小 林 憲 明	一般財団法人日本品質保証機構 (日本マネジメントシステム認証機関協議会)
	新 見 裕 一	公益財団法人医療機器センター
	水 流 聡 子	東京大学
	牧 野 睦 子	公益財団法人日本適合性認定協会
	長谷川 幸 生	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	福 田 泰 和	一般財団法人日本規格協会
	二 木 幹 夫	一般財団法人ベターリビング
	細 谷 恵	主婦連合会
	小坂田 史 雄	一般社団法人日本化学工業協会
	島 田 英 明	一般財団法人日本品質保証機構
	山 田 秀	慶應義塾大学

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 26.1.20 改正：平成 30.3.20

官 報 公 示：平成 30.3.20

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：適合性評価・管理システム規格専門委員会 (委員長 棟近 雅彦)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

# 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 一般的な力量要求事項	2
5 EMS 審査員に対する力量要求事項	2
5.1 一般	2
5.2 環境用語	2
5.3 環境指標	2
5.4 環境の監視及び測定技術	2
5.5 環境側面及び影響	2
5.6 ライフサイクルの視点	3
5.7 環境パフォーマンス評価	3
5.8 順守義務	3
5.9 緊急事態への準備及び対応	3
5.10 運用管理	3
5.11 サイトに関連する要因	3
5.12 適用範囲	3
5.13 伝達された情報	3
5.14 組織の状況	3
5.15 リスク及び機会	4
6 EMS 審査における側面に固有の力量要求事項	4
6.1 一般	4
6.2 大気への排出	4
6.3 土地への排出	4
6.4 水への排出	5
6.5 原材料, エネルギー及び天然資源の使用	5
6.6 排出されたエネルギー	6
6.7 廃棄物	6
6.8 空間の使用	6
7 審査員以外の要員に対する力量要求事項	7
7.1 一般	7
7.2 審査チームに要求される力量を判定し, 審査チームメンバーを選定し, 審査工数を決定するための申請のレビューを実施する要員の力量	7
7.3 審査報告書のレビュー及び認証の決定を行う要員の力量	7

	ページ
附属書 A (参考) EMS の審査及び認証に関する知識 .....	9
参考文献 .....	11
解 説 .....	13

## まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS Q 17021-2:2014** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS Q 17021** の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS Q 17021-1** 第1部：要求事項

**JIS Q 17021-2** 第2部：環境マネジメントシステムの審査及び認証に関する力量要求事項

**JIS Q 17021-3** 第3部：品質マネジメントシステムの審査及び認証に関する力量要求事項

白 紙

# 適合性評価—マネジメントシステムの審査及び 認証を行う機関に対する要求事項— 第2部：環境マネジメントシステムの審査及び 認証に関する力量要求事項

Conformity assessment—Requirements for bodies providing audit and certification of management systems—Part 2: Competence requirements for auditing and certification of environmental management systems

## 序文

この規格は、2016年に第1版として発行されたISO/IEC 17021-2を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

この規格は、JIS Q 17021-1を補足するものである。特に、JIS Q 17021-1:2015の附属書Aに規定された、認証プロセスに関与する要員の力量に関する要求事項を明確化する。

認証機関は、必要とされる力量をもつと実証した審査員だけが環境マネジメントシステム（以下、EMSという。）審査を実施することを確実にする責任を、依頼者及び被認証組織の顧客を含む利害関係者に対して負っている。全てのEMS審査員は、JIS Q 17021-1に規定された一般的な力量に加え、この規格に規定するEMSに固有の知識をもつことが望ましい。

認証機関は、個々のEMS審査の審査範囲に対して必要とされる、個別の審査チームの力量を特定することが必要となる。EMS審査チームの選定は、EMSにおける専門分野、組織の状況、組織の環境側面及びそれらが存在するサイトなどの、様々な要因に依存する。

この規格は、審査員以外の認証活動に関与する要員に対する力量要求事項も規定している。

## 1 適用範囲

この規格は、環境マネジメントシステム（EMS）の審査及び認証プロセスに関与する要員に関する追加の力量要求事項を規定し、JIS Q 17021-1の要求事項を補足する。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO/IEC 17021-2:2016, Conformity assessment—Requirements for bodies providing audit and certification of management systems—Part 2: Competence requirements for auditing and certification of environmental management systems (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“一致している”ことを示す。